

運賃料金の認可に係る新たな制度について

一 自動認可運賃の下限の設定

- 全国一律で上限から10%低い額に設定していた自動認可運賃の下限を、地域の実情に即した額(※)とする。

(※)具体的な設定方法

費目ごとに、効率的な経営による差異を認める経費(燃料油脂費、車両償却費等)と認めない経費(運転者人件費、車両修繕費等)とに区分し、前者については地域の標準的、能率的な経営を行っているタクシー事業者が採用している額のうち一番低い額を、後者については地域の標準的、能率的な経営を行っている事業者が採用している額の平均値を用いて算出する。

二 自動認可運賃の下限を下回る運賃(下限割れ運賃)の認可

1 道路運送法第9条の3第2項第1号の基準に関する審査

① 運送費人件費の審査

申請値により査定するものとする。ただし、申請値が標準人件費(地域の標準的、能率的な経営を行っているタクシー事業者の平均給与月額の前払額)を下回っている場合は、標準人件費により査定するものとする。

② 運送費人件費以外の費用の審査

申請値を前提に査定すべき経費(燃料油脂費、車両償却費等)と、地域の標準的、能率的な経営を行っているタクシー事業者の平均値に基づき査定すべき経費(車両修繕費等)とに区分して査定するものとする。

2 道路運送法第9条の3第2項第3号の基準に関する審査等

- 不当な競争を引き起こすこととなるおそれがあるか否かについて、個別の事案ごとに、地域における申請を行ったタクシー事業者のシェア、流し営業の比率、運転者の賃金体系を勘案しながら総合的に判断し審査するものとする。

なお、現に実施中の下限割れ運賃について、不当な競争を引き起こすこととなるおそれがあると認められる場合であって、それが旅客の利便その他公共の福祉を阻害している事実があると認められる場合には、事業改善命令により運賃の変更を命ずるものとする。

3 下限割れ運賃の認可に際しての指導

- 下限割れ運賃を認可する際は、当該認可を受けるタクシー事業者に対し、運転者の労働条件の確保のために必要な措置を講じることや、然るべき時期に運転者の労働条件の確保の状況を公表すること等を指導するものとする。

三 割引運賃の審査

- 従来の要件に加えて、下限割れ運賃の審査に係る考え方を適用し、割引運賃を実施した後のタクシー事業者の運賃収入が、全体として「適正な原価」に「適正な利潤」を加えたものとなっているかどうかについても審査を行うものとする。